# 小山栃木都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更(下野市決定)(案)

都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)中、4号小山広域保健衛生組合北部清掃センターを廃止する。

#### 理 由

下野市における将来のごみ処理計画に基づき、本案のように変更するものである。

# ごみ焼却場に関する都市計画を変更しようとする理由書

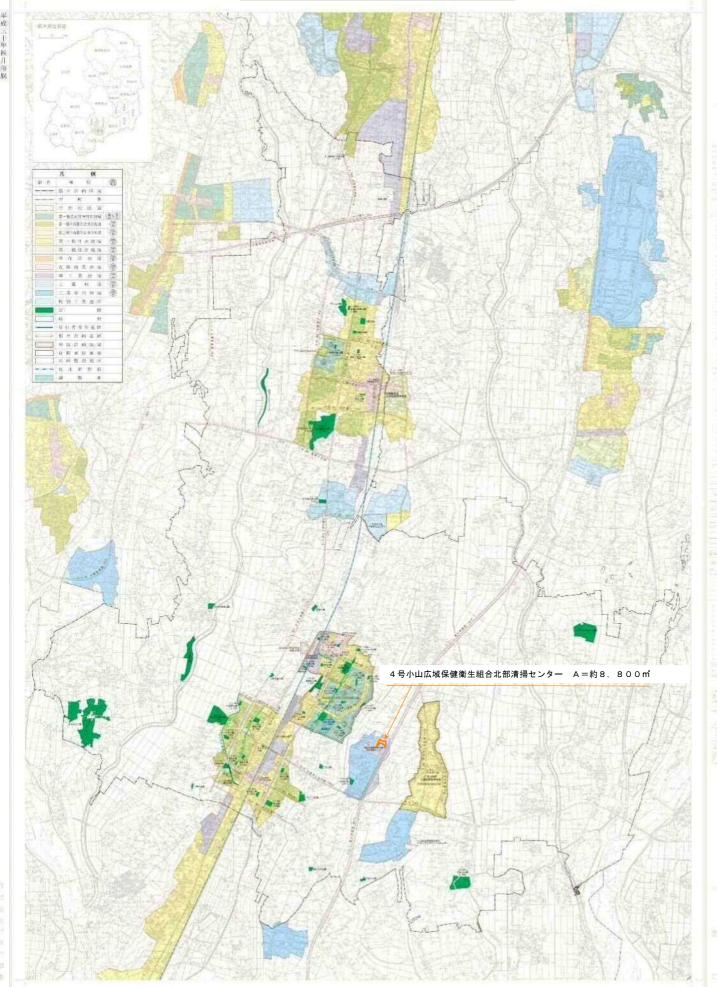
#### 1 位置と現状

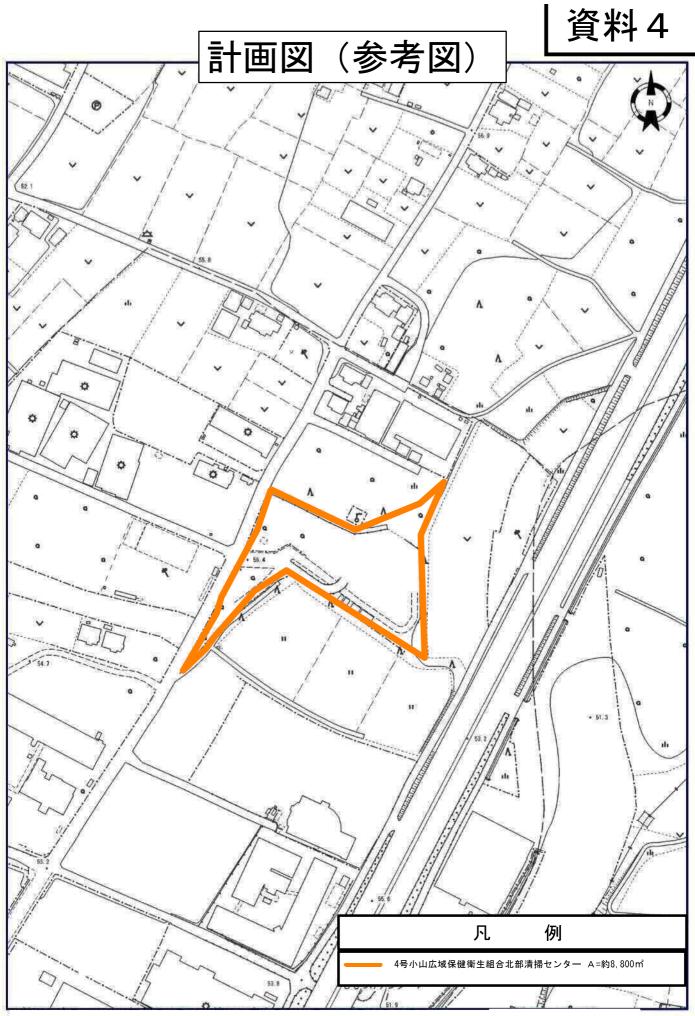
小山広域保健衛生組合北部清掃センターは、下野市柴字丸野に位置し、面積約 8,800 ㎡のごみ焼却場である。

本施設においては、地元自治会(下原自治会)との操業と操業期間延長に関する協定書(平成19年3月25日締結)により、平成28年3月31日に操業を停止し、平成28年8月25日より土壌調査分析、平成29年3月1日から平成30年12月28日で解体工事を完了し当該区域は現在更地となっている。

#### 2 変更理由

下野市で排出される一般廃棄物処理については、「小山広域保健衛生組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 27 年)」に基づき、小山広域保健衛生組合中央清掃センター(小山市)、小山広域保健衛生組合マテリアルリサイクルセンター(下野市)及び南部清掃センター(野木町)の3施設で処理を行うこととされ、小山広域保健衛生組合北部清掃センターは、将来にわたってごみ焼却場としての土地利用の見込みがなくなったことから、都市計画の変更を行うものである。





縮尺 1/2500

# 資料5

# 北部清掃センターの主な経過

小山地区広域行政事務組合設立 (小山市、国分寺町、野木町、南河内町)
北部20t焼却場着工
協定書(小山地区広域行政事務組合、下原自治会) (管理者·小山市長、副管理者·南河内町長、国分寺町長)
北部20t焼却場竣工
小山広域保健衛生組合設立(小山地区広域行政事務組合、 小山地区保健予防組合、小山地区環境衛生センターを統合)
確認書(北部清掃センターの建替えのための同意)
北部清掃センター都市計画決定
北部清掃センター着工
北部清掃センター竣工
北部清掃センターの建て替え事業に関する協定書(小山広域保健衛生組合、南河内町、国分寺町、下原自治会)
北部清掃センターの操業期間延長に関する協定書締結 (小山広域保健衛生組合、下野市長、下原自治会)
稼動停止
土壌調査分析
解体工事契約
解体工事完了
下野市と自治会の跡地利用意見交換会

# 新産業団地(西坪山工業団地東地区)整備事業について

#### (1)事業規模

- 地区面積 約33.3ha
- 地権者数 98名

# (2)都市計画

- 区域の変更(リサイクルセンターなども含めた変更) 市街化区域編入(35.7ha)
- 用途地域の指定 工業専用地域

### (3)事業主体

栃木県知事に産業団地整備の要望書を提出(8月)。 「栃木県土地開発公社」が調査主体として選定され(9月)、現在、基礎調査を実施中。 基礎調査後、事業実施及び事業主体が決定。(令和2年中旬予定)

#### (4)整備手法

事業区域内の全面買収による開発

# (5)事業進捗と今後のスケジュール

令和元年度 都市計画法・農地法等に関する国県との事前協議

地権者説明会(12月)

地権者の意向確認(5月)及び同意取りまとめ(1月~)

現地測量·地区界測量(7月~3月) 埋蔵文化財試掘調査(10月)

事業化要望、調査主体決定、基礎調査の実施

令和2年度~ 事業主体決定

事業主体による説明会、用地交渉実施設計、開発協議、農振除外

都市計画決定(区域区分の変更:市街化区域編入)

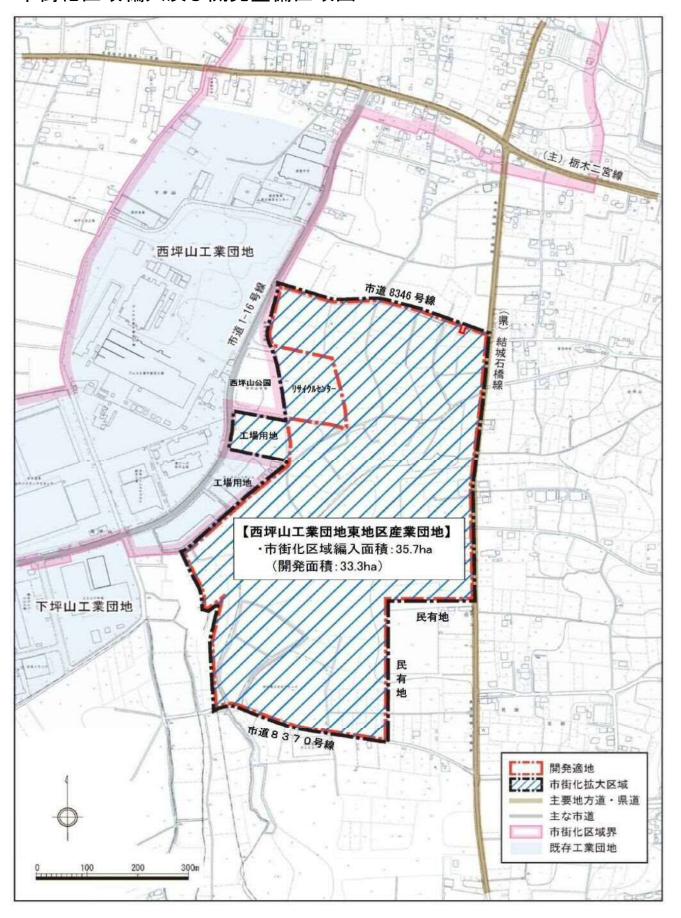
令和3年度~ 農地転用、用地取得、造成工事

令和4年度 造成工事(整地・調整池・排水路・道路・水道等)、予約分譲

~令和6年度

令和6年度~ 本格分譲、企業立地

# 市街化区域編入及び開発整備区域図



# 新産業団地(西坪山工業団地東地区)整備スケジュール

	_	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	備考
法手続き	都計法 市街化区域編入		協議・資料作成	16条 17条	決定告示(区域マス・区域	区分等)			担当課:県都市計画課
	都計法 用途地域			●──◆●	決定告示(用途地域)				担当課:市都市計画課
	農振除外•農地転用				農地転用				
	埋蔵文化財		試掘調査	試掘調査	<ul><li>発掘調査</li><li>&gt;</li></ul>				調査:市文化財課対応
	自然環境保全	自然環境調査	森林法協議		自然環境保全協定  ◆  →  →				担当課:県自然環境課 市農政課 (森林法権限移譲済)
	その他関係事前協議 農政協議・治水協議	農政協議	治水協議						農政協議:関東農政局 治水協議:利根上流河川事務所
事業化	地域整備等総合調整会議		要望書提出(8月) ◆── 調査地区決定(9月)	● 事業化·事業	美主体決定				担当課:県産業政策課 調査主体:栃木県土地開発公社
事業関係	地権者調整	同 同 同 記	意確認書徴取 事業同 →	①意書取付 → ● → → → → → → → → → → → → → → → → → →	▶ ● 売買契約				契約同意徴取100%
	開発行為協議		下協議	協議	▶● 着工届			完了届	担当課: 県都市計画課 R3年度より市へ権限移譲
	基本設計		基本	設計					基本設計:公社
	測量·実施設計		現況測量・地区界測量	開発協議書作成 ● 実施設計				● 確定測量	現況測量·地区界測量:市 開発協議·実施設計:公社
	工事				¥				
								分合筆登記	
	分譲					予約分譲	<del></del>	本格	分譲

